



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 6月20日火曜日 第1770号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	529
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	530
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	532
土地改良事業の工事の完了.....	532
保安林の指定施業要件の変更.....	532
愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正.....	533

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	534
職業訓練指導員試験の実施.....	534
愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....	534

任 免 辞 令

公営企業任免辞令定年退職.....	535
公営企業任免辞令（2件）.....	535

告 示

○愛媛県告示第928号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び宇和島市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年 6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
飛鳥建設株式会社
東京都千代田区三番町2番地
代表取締役社長 池原 年昭
- 事業場の名称及び所在地
飛鳥建設株式会社石丸トンネル作業所
宇和島市祝森字ガイノ木乙303
- 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特定施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後14日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
特定施設の使用時間間隔	断 続

特定施設の1日当たりの使用時間	6時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 3,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 6 最大 9	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後14日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	自然沈降
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 2.0メートル 横 2.0メートル 高さ 1.5メートル
処理施設の能力	1時間当たり4立方メートル処理
汚水等の処理の方式	自然沈降
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 3,000	通常 200 最大 300
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 6 最大 9	通常 6 最大 9	

備考 汚水は、特定施設で再利用する。

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後14日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種 類	物理処理 + 化学処理		
処理施設の型 式	CCS - K - 30 - C型		
処理施設の構 造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 6.5メートル 横 9.0メートル 高さ 6.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	凝集沈澱 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～12.0 最大 10.0～12.0	通常 6.5～8.5 最大 6.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1,500 最大 3,000	通常 20 最大 25

	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.1	通常 0.04 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 250 最大 380	通常 250 最大 380

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.5～8.5 最大 6.5～8.5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 0.04 最大 0.1
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 250 最大 380

○愛媛県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市中村土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	大 塚 晟 充	新居浜市滝の宮町6 - 16
"	坂 上 保	新居浜市中村松木二丁目9 - 50
"	伊 藤 忠	新居浜市土橋一丁目10 - 13
"	林 正 治	新居浜市中村一丁目1 - 28
"	神 野 晁 一	新居浜市本郷二丁目6 - 8
"	西 原 力	新居浜市本郷一丁目8 - 41
監 事	真 鍋 正 幸	新居浜市中村一丁目6 - 36
"	北 條 敏 之	新居浜市中村松木一丁目11 - 24
"	青 野 幸 永	新居浜市滝の宮町11 - 14

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	土 岐 清	新居浜市横水町13 - 17
"	井 上 勝 秋	新居浜市政枝町二丁目 6 - 13
"	坂 上 保	新居浜市中村松木二丁目 9 - 50
"	伊 藤 忠	新居浜市土橋一丁目10 - 13
"	林 正 治	新居浜市中村一丁目 1 - 28
"	神 野 暁 一	新居浜市本郷二丁目 6 - 8
"	西 原 力	新居浜市本郷一丁目 8 - 41
監 事	津 乘 運 弘	新居浜市土橋二丁目 5 - 33
"	真 鍋 正 幸	新居浜市中村一丁目 6 - 36
"	大 塚 晟 充	新居浜市滝の宮町 6 - 16

○愛媛県告示第 930 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、西条市神拝土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 坂 保 美	西条市喜多川521
"	田 坂 一 夫	西条市喜多川720 - 3
"	田 坂 孝 志	西条市樋之口147 - 5
"	上 路 利 春	西条市樋之口115
"	高 橋 文 一	西条市古川甲211
"	白 石 磯 高	西条市古川甲148 - 32
"	横 井 桂	西条市神拝甲302 - 1
"	山 路 伊勢男	西条市神拝甲420
"	星 加 康 博	西条市喜多川354 - 7
"	松 本 麻 市	西条市明屋敷410 - 3
"	高 橋 晴 雄	西条市神拝乙 5 - 5
"	松 本 正 一	西条市喜多川688
"	田 坂 護	西条市喜多川428
"	田 坂 徹	西条市喜多川476
"	井 上 隆	西条市樋之口327 - 2
"	安 永 治 美	西条市喜多川96
"	藤 田 豊 秋	西条市喜多川155 - 1
監 事	青 木 徹	西条市古川25 - 3
"	岡 村 秋 孝	西条市喜多川85

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 坂 保 美	西条市喜多川521
"	守 谷 幸 雄	西条市喜多川685
"	田 坂 一 夫	西条市喜多川720 - 3
"	松 本 光 司	西条市喜多川494
"	井 上 新 朗	西条市樋之口354 - 2
"	松 本 英 正	西条市喜多川485
"	田 坂 孝 志	西条市樋之口147 - 5
"	上 路 利 春	西条市樋之口115

"	高 橋 文 一	西条市古川甲211
"	白 石 磯 高	西条市古川甲148 - 32
"	山 路 伊勢男	西条市神拝甲420
"	横 井 桂	西条市神拝甲302 - 1
"	松 本 麻 市	西条市明屋敷410 - 3
"	高 橋 晴 雄	西条市神拝乙 5 - 5
"	石 川 忠 雄	西条市喜多川144
"	塩 出 鉄 男	西条市喜多川180
"	星 加 康 博	西条市喜多川354 - 7
監 事	青 木 徹	西条市古川25 - 3
"	石 川 篤 志	西条市喜多川93

○愛媛県告示第 931 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、松山市坂本地区土地改良区から次のとおり役員が就任、及び退任した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	権名津 貞 範	松山市窪野町1144
"	米 田 千 沖	松山市窪野町乙21 - 1
"	二 神 明 正	松山市窪野町2219
"	渡 部 洋 吉	松山市浄瑠璃町634
"	村 井 充 人	松山市浄瑠璃町381
"	加 川 利 信	松山市浄瑠璃町156
"	池 田 進	松山市久谷町114
"	相 原 輝 久	松山市久谷町627
"	横 田 忠 徳	松山市久谷町1535
監 事	大 川 晋 一	松山市浄瑠璃町甲312 - 2
"	大 西 兼 市	松山市久谷町2940
"	中 川 昭 彦	松山市窪野町1796

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	権名津 貞 範	松山市窪野町1144
"	大 野 和 男	松山市浄瑠璃町甲180 - 4
"	中 川 洋 一	松山市久谷町636
"	谷 口 春 市	松山市久谷町1774
"	三 神 敬	松山市浄瑠璃町885
"	野 口 桂 一	松山市浄瑠璃町505
"	光 田 博 之	松山市久谷町376
"	米 田 千 沖	松山市窪野町乙21 - 1
"	二 神 明 正	松山市窪野町2219
監 事	大 川 晋 一	松山市浄瑠璃町312 - 2
"	坂 本 義 直	松山市久谷町2931
"	相 原 賢 吾	松山市窪野町1823

○愛媛県告示第 932 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第84条において準用

する第18条第16項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市通美	松山市鷹子町676番地1

○愛媛県告示第933号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高市通美	松山市鷹子町676番地1
"	喜安晃	伊予郡松前町大字昌農内59番地1

○愛媛県告示第934号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松前町北伊予土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	弓立文明	伊予郡松前町大字徳丸1247番地
"	門屋勇	伊予郡松前町大字徳丸1167番地2
"	渡部伸	伊予郡松前町大字徳丸636番地
"	本多正仁	伊予郡松前町大字中川原584番地
"	松浦孝良	伊予郡松前町大字中川原1068番地
"	加藤監一	伊予郡松前町大字中川原207番地1
"	弓達武明	伊予郡松前町大字出作179番地
"	西村廣武	伊予郡松前町大字出作237番地3
"	水口誓雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	野本忠雄	伊予郡松前町大字神崎683番地
"	池内求	伊予郡松前町大字神崎369番地1
"	橋本蜜雄	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	金子譽	伊予郡松前町大字鶴吉47番地5
"	日野榮蔵	伊予郡松前町大字横田354番地
"	高市賢一	伊予郡松前町大字大溝589番地1
"	渡部良重	伊予郡松前町大字永田475番地
"	松田清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
監事	弓立達夫	伊予郡松前町大字徳丸1268番地3
"	池内初好	伊予郡松前町大字神崎282番地1
"	栗原傳	伊予郡松前町大字大溝209番地1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部幸男	伊予郡松前町大字徳丸658番地
"	弓立文明	伊予郡松前町大字徳丸1247番地
"	門屋勇	伊予郡松前町大字徳丸1167番地2
"	本多正仁	伊予郡松前町大字中川原584番地
"	本多戌	伊予郡松前町大字中川原592番地
"	加藤満雄	伊予郡松前町大字中川原559番地
"	西村哲雄	伊予郡松前町大字出作679番地
"	弓達武明	伊予郡松前町大字出作179番地
"	高石圭三	伊予郡松前町大字神崎344番地3
"	水口誓雄	伊予郡松前町大字神崎893番地
"	野本忠雄	伊予郡松前町大字神崎683番地
"	相原隆志	伊予郡松前町大字鶴吉350番地
"	橋本蜜雄	伊予郡松前町大字鶴吉1163番地
"	徳本義信	伊予郡松前町大字横田713番地3
"	高市賢一	伊予郡松前町大字大溝589番地1
"	渡部良重	伊予郡松前町大字永田475番地
"	松田清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
監事	窪田直記	伊予郡松前町大字中川原559番地
"	神野昌孝	伊予郡松前町大字出作315番地
"	日野榮蔵	伊予郡松前町大字横田354番地

○愛媛県告示第935号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

役員の種類	氏名	住所	
		変更前	変更後
理事	野間清友	松山市馬木町307-2	松山市馬木町200

○愛媛県告示第936号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業	三崎北地区	平成18年3月25日

○愛媛県告示第937号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

今治市玉川町木地字ノゴ辛1の6、辛1の7、辛6の1、辛6の4、辛6の5、辛6の11、辛6の14、辛6の16、字コノ谷辛2の3、辛2の6、辛2の8、辛14の16、辛14の23、辛14の27、辛14の28、辛14の31、辛14の32、字子コ谷辛3の1、字マル山辛4の1、辛4の2、辛4の15、辛10の1、辛10の2、字コマシコエ辛9の1、字マツヲ口辛9の2、字ゴヲノ谷辛12の2、字坊城ノ向辛16の6、辛16の11、字松尾口辛17、辛18の1、辛18の2、辛18の9、辛18の11、辛65の1、字ボウシ口辛19の1、辛19の4、辛19の6、辛20、字子シ畑辛21の1、辛21の2、辛22の1、辛22の2、辛22の5、字松ヲ谷辛25の16、辛25の19、辛25の24から辛25の26まで、字ヒル谷辛28の8、字明神下辛32の1、辛32の3、辛33の12、辛33の29、字大ミゾ宮ノ谷辛36の36、辛37の3、字大ミゾ辛37の19、字大サコ辛39の1、辛39の2、辛39の8、辛39の12、辛39の13、字チャセンボワル谷辛40の1、辛40の2、辛40の5、辛40の7、辛40の8、字ケヤケ山辛41の2、字石原畑辛42の1、辛42の4、辛42の6、辛42の10、辛42の15、辛42の16、辛42の19、辛42の27、字ドロボヤシキ辛43、字コタマゴ辛50の11、辛50の15、辛50の20、辛50の21、辛51の1、辛53、辛56、字ケスケ谷辛54の1から辛54の6まで、辛54の14、辛54の15、辛54の22から辛54の24まで、辛54の27から辛54の31まで、辛54の35から辛54の38まで、辛54の40、辛54の42、辛54の48、辛54の58、辛54の60、辛54の62、辛54の70、字イシゴヤ辛55の1、辛55の3、辛55の8、辛55の14、辛55の19から辛55の21まで、辛55の23、辛55の24、辛55の26、辛55の28、辛55の29、辛55の31、辛55の32、辛55の35から辛55の37まで、辛55の40、辛55の41、辛55の43、辛55の44、辛55の48、辛55の52、辛55の54、辛55の55、辛55の58、辛55の61、辛55の62、辛55の67、辛55の68、辛55の70、辛55の72、辛55の73、辛55の76から辛55の78まで、辛55の80から辛55の82まで、辛55の84、辛55の87、辛55の91、辛55の98から辛55の100まで、辛55の116、辛55の120、辛55の121、辛55の124、字イシハラ谷辛57の1から辛57の9まで、辛57の11から辛57の18まで、辛57の22、辛57の23、辛57の26から辛57の28まで、辛57の30、辛57の31、辛57の33、辛57の34、辛57の36から辛57の43まで、辛57の45から辛57の48まで、辛57の51、辛57の53、辛57の54、辛57の56、辛57の57、辛57の59から辛57の66まで、辛57の69、辛57の70、辛57の72、辛57の74、辛57の78から辛57の82まで、辛57の84、辛57の85、辛57の92から辛57の95まで、辛57の97、辛57の99から辛57の102まで、辛57の104から辛57の108まで、字コタマゴ篠成辛63の2、辛63の3、辛63の5、辛63の7、辛63の12、辛63の15、辛63の20、辛63の26、辛63の28、辛63の30、辛63の31、字長尾口松尾辛64の3、字フ子辛67の1、辛86の1、字奉公人ゴヤ辛70の2、字長尾コヲカ谷辛71の4、字コタマゴ谷辛73の1、辛73の5、辛73の9、辛73の16、辛73の18、辛73の20、辛73の22から辛73の28まで、辛73の31、辛73の45、辛73の47、辛73の57から辛73の59まで、辛73の62から辛73の65まで、辛73の72、辛73の74、辛73の76、辛73の78、辛73の81から辛73の87まで、辛73の89から辛73の94まで、辛73の98、辛73の99、字コ

コグラ辛75の7、辛75の8、辛75の10、辛75の20、辛76の1、字竹力成辛77の1、字ホドロ辛79の1、辛79の3、辛82の4、字ケスケ辛83の1、辛83の3、字ゴンベ谷辛87の1、字ヨコクラ辛88の1、辛88の4、辛88の6から辛88の9まで、辛88の11、辛88の12、辛88の14から辛88の17まで、辛88の24、辛88の26、辛88の27、辛88の48、玉川町鈍川字大サコ庚668の1、庚668の8、字下日浦庚680の1、字日浦庚684、庚686の2、庚692、庚697の1、庚697の6から庚697の8まで、字佛ヶ峠庚698の6、庚698の7、字アタラノ上庚701の1から庚701の3まで、字白石庚703の1、庚703の2、庚703の7から庚703の13まで、字菰川庚711、字相ノ山左右庚713の1、庚713の2、庚713の8、字日ウラ向庚716の1、庚716の2、庚716の4、庚716の5、庚718から庚720まで、庚722、字日浦岩スシ庚726の1、庚726の2、字スス畑庚727の1、庚727の2、字九郎平ヤシキ庚728、字スヘリガ尾左谷庚730の1、庚730の2、庚730の6、庚730の8、字鋪巻山庚730の3、庚730の4、字ソウセ庚731、字ヒビ谷庚732の1、字ヒリ谷庚732の2、字カケ谷庚734、字シシヲチ庚743の1、庚743の15から庚743の19まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第938号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成18年5月24日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

第2条の表2の項利子補給率の欄中「1分5毛」を「1分1厘」に、「8厘5毛」を「9厘」に改め、同表3の項同欄及び同表7の項同欄中「4厘5毛」を「4厘」に改める。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年6月8日	NPO法人 れんげ草	佐藤善郎	愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目379番地1	この法人は、主に西予市内の障害者の社会参加促進を目指し、生活を取り戻すための活動の場、相談・サポートできる場等を充実させていくとともに、地域住民等に対して障害者への理解を啓発することにより、障害者の福祉を向上、発展させることを目的とする。

○公 告

職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 試験を実施する職種
 - 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種
機械科、和裁科、木工科及び配管科
 - 学科試験（指導方法）を実施する職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる全職種（(1)に掲げる職種を除く。）
- 試験の実施期日
平成18年9月24日（日）午前10時
- 試験の実施場所
松山市西垣生町2184番地
独立行政法人雇用・能力開発機構愛媛センター
- 受験申請書の提出期間
平成18年7月24日（月）から8月4日（金）までとする。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験申請書の提出先
松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県経済労働部管理局労政雇用課
- 合格発表
平成18年10月中旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格した者に通知する。
- その他
 - 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。
なお、郵送を希望する者は、あて先を明記し、120円分の郵便切手をはった返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこと。
 - この試験についての問い合わせは、労政雇用課技能振興係（電話（089）912 2504）にすること。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

平成19年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

平成18年6月20日

愛媛県知事 加戸守行

- 入学試験の区分
総合農学科及びアグリビジネス科
- 入学試験の期日
 - 総合農学科
 - 一般入学試験
平成19年1月18日（木） 学科試験及び面接試験
 - 推薦入学試験
平成18年11月16日（木） 学科試験、面接試験及び口頭試問
 - アグリビジネス科
平成19年1月19日（金） 学科試験、面接試験及び口頭試問
- 入学試験の場所
松山市下伊台町1553番地
愛媛県立農業大学校
- 募集人員、修業年限及び入学資格
 - 総合農学科

コース	野菜複合コース	花き複合コース	果樹コース	畜産コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて55人			
入学資格	学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者			

(2) アグリビジネス科

コース	裁培育種コース	環境・流通コース	家畜管理コース	食品加工コース
修業年限	2年	2年	2年	2年
募集人員	各コース合わせて15人			

入学資格	次のいずれかに該当する者 (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者 (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農 林水産大臣と協議して設置されたものに限る。 ）を卒業した者 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか知事がこれらの 者と同等以上の学力を有すると認めたる者
------	---

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 一般入学試験

必須科目 国語（古典及び古典講読を除く。）及び
数学Ⅰ

選択科目 農業科学基礎、化学Ⅰ又は生物Ⅰのうち
1科目

イ 推薦入学試験

小論文

(2) アグリビジネス科

ア 必須科目 農業経営

イ 選択科目 作物、園芸、畜産又は食品加工のうち1
科目

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 一般入学試験

平成18年12月11日（月）から22日（金）まで

イ 推薦入学試験

平成18年10月24日（火）から11月2日（木）まで

(2) アグリビジネス科

平成18年12月11日（月）から22日（金）まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科
とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受
け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学
校長に提出すること。

(1) 最終学校の調査書

(2) 写真（出願前6箇月以内に正面から撮影した無帽の上
半身像で5センチメートル正方形のもの）

(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にとっては、出
身高等学校の長の推薦書

(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校
に問い合わせること。

任 免 辞 令

○公営企業任免辞令

平成18年 3月31日定年退職

愛媛県技術吏員 藤 井 靖 久
同 佐々木 潮
同 桑 原 章
同 光 藤 英 彦
同 山 中 貢
同 中 井 美代子
主任業務員 渡 部 ツネコ

○公営企業任免辞令

3月31日

愛媛県技術吏員 尾 澤 博
同 富 野 哲 夫
同 田 頭 坦
同 日根野 尚
同 米 田 文 男
同 宮 崎 正 章
同 和 氣 成
同 高 田 寿 美
同 井 上 和 子
同 大 石 美佐子
同 平 岡 喜代美
同 田 村 やよい
同 赤 松 恵 子
同 曾我部 千 秋
同 稲 見 かず子
同 山 西 百合子
同 沖 野 留美子
同 武 田 志保美
同 宇都宮 美知子
同 塩 崎 加奈子
同 渡 辺 美智代
同 藤 本 恭 子
同 山 本 加寿美
同 惣 谷 和 子
同 越 智 八重子
同 下 内 真智子
同 高 原 康 江
同 山 下 喜久子
同 松 岡 すず子
同 竹 村 益 子
同 関 本 千 津
同 増 元 節 代
同 草 野 みゆき
同 芝 弘 美
同 吉 田 節 子
同 佐々木 章 子
同 佐々木 清 香
同 兵 頭 礼 子
同 豊 田 福 枝
同 山 本 吉 伸
同 大 塚 ツヤ子
同 松 本 貴
同 廣 瀬 英 軌
同 小 泉 幸 司
同 村 尾 紀久子
同 中 村 真 胤
同 八 木 草 彦
同 宮 崎 始
同 西 庄 佐 恵
同 寺 本 好 告
同 渡 邊 誠 治

同 藤 澤 友 樹
 同 檜 垣 暢 宏
 同 鶴 谷 愛
 同 山 内 希 恵
 同 石 井 ゆかり
 同 八 城 文 子
 同 小 寺 美 穂
 同 高 木 奈 美
 同 泉 本 篤
 同 仙 波 早 苗
 同 小 沼 香 織
 同 藤 原 美 智子
 同 西 田 真 奈美
 同 吉 久 明 子
 同 仲 谷 葉 月
 同 村 上 杏 里
 同 西 山 大 介
 同 馬 越 美 希
 同 平 塚 智 子
 同 旭 万 喜子
 同 越 智 怜 子
 同 西 川 洋 子
 同 大 野 智 子
 同 武 本 恵 子
 同 矢 野 幸 子
 同 井 上 智 子
 同 岡 田 清 香
 同 中 川 夏 美
 同 松 本 由 架里
 同 羽 原 久 美子
 同 平 田 和 子
 同 田 井 時 子
 同 佐 伯 幸 美
 同 近 藤 綾 郁
 同 河 野 千 秋
 同 森 實 恵 子
 同 相 原 香 織
 同 神 野 美 香

願により本職を免ずる（各通）

愛媛県技術吏員 名 護 可 容
 同 竹 口 崇
 同 向 井 ゆかり
 同 住 友 夏 世
 同 佐々木 徹
 同 平 野 拓 志
 同 柳 田 一
 同 北 條 宣 政
 同 灘 野 成 人
 同 松 本 美 和

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）
（各通）

愛媛県技術吏員 岡 崎 伸 也

同 宇都宮 智 代
 同 正 木 由 美
 同 宇都宮 律
 同 井 上 二 美
 同 中 野 富 二子
 同 阿 部 千 鶴
 同 脇 千 秋子
 同 前 田 敦 子
 同 都 川 治 美
 同 甲斐田 静
 同 東 弘 美
 同 武 田 奈 穂
 同 井 上 由 加里
 同 山 本 増 美
 同 本 倉 眞 理
 同 葛 川 幸 恵
 同 田 辺 里 恵
 同 岡 本 秀 代

県立北宇和病院の廃止に伴い本職を免ずる（各通）

○公営企業任免辞令

4月1日

浅 野 貴 博
 愛媛県事務吏員に任命する
 行政職1級を命ずる
 県立南宇和病院勤務を命ずる

山 下 広 高
 愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）4級を命ずる
 医監を命ずる
 県立今治病院外科部長を命ずる

塩 出 昌 弘
 愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）4級を命ずる
 医監を命ずる
 県立新居浜病院内科部長を命ずる

井 上 靖 浩
 大 中 俊 宏
 愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）3級を命ずる
 県立中央病院内科部長を命ずる（各通）

大 谷 広 美
 愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）3級を命ずる
 県立中央病院外科部長を命ずる

丸 山 美 鈴
 愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）3級を命ずる
 県立中央病院皮膚科部長を命ずる

菊 池 隆 徳
 石 丸 良 広
 愛媛県技術吏員に任命する
 医療職（一）3級を命ずる

--	--